

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 5 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

イベント開催時における輸送力向上方策について

一時的に移動需要が大きくなる傾向があるイベント開催時における現行制度上の対応策として、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）第 20 条第 2 号に基づく一般旅客自動車運送事業者による営業区域外旅客運送（以下、「区域外旅客運送」という。）及び同法第 21 条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送の制度が利用可能となっているところ。

今般、イベント開催時における輸送力向上を図るため、タクシー事業者による区域外旅客運送の制度利用要件を明確化するとともに、自家用車活用事業においても、イベントが開催される時間帯に限り、これまで対象ではなかった時間帯に自家用車を使用することを可能とする等、柔軟な運用を可能とすることとした。

本事務連絡では、この場合における取扱いについて、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、管内の自治体、公共交通事業者及び観光協会等に周知した上、遺漏なきよう取り図られたい。

記

1. イベント開催時における区域外旅客運送制度の利用について

タクシー事業者による区域外旅客運送については、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（令和 6 年 4 月 26 日 国自旅第 71 号）において、地域公共交通会議又は協議会において、次の事項について協議することを定めたところ。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項

一方、定期的に開催されるイベントに対応するため区域外旅客運送を行う場合は、地域公共交通会議又は協議会において、予め下記事項に係る包括的な協議を

調べておくことにより、都度の協議は要しないこととする。

【協議事項】

- ・定期的に開催されるイベントの主催者又は開催地周辺自治体より、上記①～⑤の事項を記載した要請書が地域公共交通会議又は協議会の事務局を通して構成員に事前に提出された場合、協議が調ったものとする。

2. イベント開催時における自家用車活用事業の使用可能時間帯等について

(1) 自家用車活用事業の使用可能時間帯の拡大等を認めるケース

イベントの開催に伴い多くの来場者が見込まれ、一時的な移動需要の増加に伴う個別輸送が必要と認められる場合。(※)

※イベント主催者又はイベント開催地周辺自治体から、使用可能時間帯の拡大及び使用可能車両数の増加を求める旨の要請書が提出され、運輸支局等が必要と判断した場合。なお、当該イベントの開催に際して、交通規制が実施される場合においては、イベント主催者又は開催地周辺自治体が管轄の警察署と調整する際に、開催地周辺において自家用車活用事業の活用が行われる旨もあわせて情報共有し了知いただく。

(2) 対象地域

自家用車活用事業が導入されている地域。

(3) 使用可能時間帯

イベント主催者又は開催地周辺自治体から要請された時間帯。(※)

※複数日に渡り開催されるイベントについては、原則として当該イベント開催期間内において一時的な需要の増加が見込まれる時間帯に限り使用可能とする。

(4) 使用可能車両数

イベント主催者又は開催地周辺自治体からの要請書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数。

(5) 要請書に記載する事項

イベント主催者又は自治体から提出される要請書には、下記事項の記載を求めることとする。

- ①イベント名
- ②開催日時・期間
- ③開催場所
- ④車両の不足が見込まれる時間帯

⑤不足車両数及び算出根拠

（不足車両数算出の例：イベント予想動員数に開催地域におけるタクシーの分担率を乗じた数値と既存のタクシーによる輸送能力との差を不足車両とする。）

（６）実施状況の報告

イベント対応を行ったタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和６年３月２９日付国自安第１８１号、国自旅第４３１号、国自整第２８２号）に基づき自家用車の実施状況について記録するとともに、以下の項目については毎月１０日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告すること。

- ・ 自家用車の使用車両数
- ・ 自家用車の使用時間
- ・ 自家用車の実車回数
- ・ 当月及びその前年同月のタクシーの日車營收